

大阪経済法科大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

大阪経済法科大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、大阪経済法科大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学を設置している学校法人大阪経済法律学園（以下、「法人」という。）創立者の信念に基づき、「経済と法律が社会の両輪であり、この二つの学問を修めることによって無類の人格を形成することができる。」との建学の理念が制定された。

法人の建学の理念を受けて、大学は、「経済と法律、二つの学問の修得による人格の形成」「実践の中から真理を探究する実学の精神を持った人材の育成」「教育研究を通じた人権の伸長と国際平和への貢献」を建学の理念の3大要件として定めている。

グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指して、平成26(2014)年以降、新たな学部、学科、大学院研究科を設置する等、社会的要請の変化に適切に対応している。

大学の使命・目的及び教育目的は、学則及び大学院学則に明記し、ホームページに掲載し、学内外に周知を徹底している。

「基準2. 学修と教授」について

大学は、法人の建学の理念に基づく教育目的に沿って、各学部、大学院研究科で入学受入れ方針であるアドミッションポリシーを明文化し、ホームページ、入試ガイド、入学試験要項等で広く情報を公開するとともに、多種多様な入学試験を実施することを通じて、幅広い入学受入れの工夫をしている。

教育目的を踏まえたディプロマポリシーに基づき、カリキュラムポリシーを定めており、これらは、学内外に公開明示している。

奨学金をはじめとした経済的支援による学生サービス、スポーツ・文化活動の推進を目的とした課外活動支援、学生相談室・医務室による心身の健康管理等に必要な支援を実施している。

「教員相互の授業参観」「学生による授業評価アンケート」「FD 実践状況調査」などを実施し、授業改善を目的とした取り組みを行っている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

大学は、使命・目的の実現に向け、中長期的な発展方向に基づき全学及び各部門における諸課題について、毎年度の事業計画として策定し、その着実な遂行を通じて、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

「個人情報保護規程」「大阪経済法科大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」等を定め、学内での周知を図る等、人権への配慮に努めている。

理事長は、法人全体の運営に適切なリーダーシップを発揮するとともに、学長は、大学

協議会、学部長会議等を主宰して、教学の責任者として事業計画の遂行に強力なイニシアチブをとっている。

私立大学等改革総合支援事業の支援対象校に、継続選定されるよう取組みを強化するとともに、科学研究費助成事業の申請を積極的に行う等、外部資金の獲得に努めている。

法人の会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人大阪経済法律学園経理規程」に基づき、適正に実施されている。

内部監査については、「学校法人大阪経済法律学園経理規程」に基づいて毎年度実施し、監査の充実に取り組んでいる。

「基準 4. 自己点検・評価」について

学長を委員長とする「大学評価委員会」を設置し、自主的・自立的に自己点検・評価を行う事項を定めており、平成 14(2002)年度以降、適切な周期で自己点検・評価活動を行い、今回の自己点検評価書を含めて、6 回の自己点検評価書を取りまとめた。

自己点検・評価及び認証評価の結果については、ホームページにおいて公表し、自己点検評価書が公表されていることを学内に周知するとともに、大学協議会及び課長会議を通じて全教職員がその内容を共有している。

大学の使命・目的、各学部及び研究科の教育研究目的の実現に向け、毎年度事業計画を立案し、各部門は、事業計画に基づいて業務を遂行するとともに、適宜、自己点検・評価を実施し、成果と課題を確認している。

各部門の自己点検・評価結果は、毎年度、予算委員会におけるヒアリングで、全学的な視点から分析評価され、その評価を踏まえて翌年度の事業計画及び予算の策定に活用されている。

総じて、大学は、建学の理念及び使命・目的に基づいて、入学者受入れ方針であるアドミッションポリシーや教育課程の編成方針、教育方針を明確に定めて、意欲ある学生の確保に努めるとともに、グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指し、社会的要請の変化に適切に対応している。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.国際交流事業と国際教育」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学を設置している法人創立者の信念に基づき、「経済と法律が社会の両輪であり、この二つの学問を修めることによって無類の人格を形成することができる。」との建学の理念が制定された。

建学の理念に基づき、法人は、広く知識を教授し、実践の中から真理を探究する実学の精神を持った人材の育成を行うとともに、教育研究を通じて人権の伸長と国際平和に貢献することを使命とする、と寄附行為前文に明記しており、寄附行為第3条にもその旨明記している。

法人の建学の理念を受けて、大学は、「経済と法律、二つの学問の修得による人格の形成」「実践の中から真理を探究する実学の精神を持った人材の育成」「教育研究を通じた人権の伸長と国際平和への貢献」を建学の理念の3大要件として定めている。

大学は、建学の理念に基づき、大学の使命及び各学部・学科、大学院研究科の教育研究上の目的を、学則及び大学院学則において具体的に簡潔な文章で明記している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は、学則及び大学院学則に大学の個性・特色を明示し、使命・目的及び教育目的が教育基本法及び学校教育法にのっとっていることを明記している。

グローバル化する現代社会の諸課題に創造的に対応できる人材の育成を目指して、平成26(2014)年に経済学部新たに経営学科を設置するとともに、平成27(2015)年に大学院経済学研究科、平成28(2016)年に国際学部を新たに設置する等、社会的要請の変化に適切に対応している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学は、社会的要請の変化に適切に対応するため、新たに学部、学科、大学院研究科を設置しており、設置に当たっては教職員が参加する関係委員会で検討され、大学協議会において審議又は報告、理事会で承認可決という手続きがとられており、役員及び教職員の理解と支持が得られている。

大学の使命・目的及び教育目的は、学則及び大学院学則に明記し、ホームページに掲載し、学生・教職員及び広く学外にも、周知を徹底している。

法人・大学の中長期的な計画及び各学部、大学院研究科の三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）には、大学の使命・目的及び教育目的が反映されている。

大学が、教育研究組織として設置している経済学部、法学部、国際学部及び大学院経済学研究科は、法人の建学の理念、使命・目的及び教育目的を具現化するために整合性が図られている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

大学は、法人の建学の理念に基づく教育目的に沿って、各学部、大学院研究科で入学者受入れ方針を明文化し、入学者に求める能力、資質、意欲を分かりやすく明示するとともに、ホームページ、入試ガイド、入学試験要項等で広く情報を公開し、周知徹底している。

大学入学者選抜実施要項を踏まえて、一般試験、推薦試験、AO 入試等、多種多様な入学試験を実施することを通じて、幅広い入学者を受入れる工夫をしている。

大学院研究科においては、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試を実施し、学生の資質を総合的に評価することとしている。

入学試験委員会を設置して、入学試験に関する出題・校正・点検等を専任教員で行う体制を整備し、問題管理も入試課が厳重に管理し、適正に行われている。

学部、学科、大学院の入学定員に合わせた学生受入れ数を維持している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

大学は、各学部、大学院研究科で教育目的を踏まえて、ディプロマポリシーに基づき、カリキュラムポリシーを定めて、各学部・学科及び大学院の履修要項及びホームページに掲載し、履修ガイダンスで周知する等、学内外に公開明示している。

国際学部については、ホームページに平成 28(2016)年 7 月から掲載し、在校生への周知及び社会への公表を行っている。

経済学部及び法学部の共通教育プログラムを開設しているほか、初年次教育、キャリア教育、国際教育等を開設するとともに、各学部・学科の専門教育課程を教育課程編成方針に沿って、順次的、体系的に編成している。

各学部・学科、教養部は、大学教育開発支援センターと連携し、FD(Faculty Development)、教授方法の改善に積極的に取り組んでいる。

大阪府下の企業、自治体・団体等や海外の協定校・団体等と連携して実施する教育活動を組織的に行っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学修支援を担当する部署として、学習支援センターを設置し、教員のオフィスアワーに関する業務を取扱うほか、個別学生への出席指導、多欠席学生に対する日常的な登学指導を通じた継続的な学生相談と学修支援を実施している。

授業における教職協働として、初年次演習である「大学演習」において、チューターとしての担当教員とともに、職員がサブチューターとなり、協力して授業を運営している。

授業の運営補助に当たる SA(Student Assistant)には、上級生の SA を「メンター」と称して採用し、教職員とともに 1 年次の演習の各クラスに配置し、1 年次のサポートを行っている。

1 年次の演習をサポートする SA のほかに、情報リテラシーの授業運営補助や HANAOKA Commons 等でのパソコンサポートを担当する「ヘルプデスク」という SA も配置している。

【優れた点】

○発達障害、精神障害などを抱える学生の学修支援を、大学全体で積極的に取り組んでいる点は評価できる。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

単位認定、卒業要件等は、学則及び大学院学則に明記し、各学部の履修規程、大学院の履修規程に定めて厳正に適用するとともに、ディプロマポリシーを履修要項、ホームページに掲載している。

大学、大学院は、各授業科目の単位数について、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、適切な単位認定を実施している。

成績評価基準を定め、GPA(Grade Point Average)制度を導入しており、学期ごとにGPAポイントを学生に周知するとともに、修学指導や奨学金、留学等の選考に利用している。

大学院は、単位認定、修了要件等を大学院学則及び履修規程に定め、ディプロマポリシーを履修要項及びホームページに掲載している。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程内外での社会的・職業的自立に関する指導の充実を図るため、キャリアセンターを設置し、厚生労働省認定のキャリアコンサルタントを含む職員を配置し、キャリア支援の専門的見地から学生への支援を実施している。

学生が、将来の目標に合わせて選択した各学部・学科に設けられたコースに沿って、各学科の履修と資格講座や各種キャリア支援行事を組合わせた「総合キャリア支援プログラム」を策定し、学生一人ひとりが希望の進路を実現し、社会的、職業的に自立していけるよう、教職協働で指導している。

キャリア支援ガイダンス、「学修ポートフォリオ」を活用した個別支援、筆記試験対策講座、「就勝実践キャンプ」、業界研究セミナー、学内個別企業説明会、保護者ガイダンス、個別キャリア相談、女子学生へのキャリア支援、留学生へのキャリア支援など、多彩な就職のための相談・支援体制を整備している。

【優れた点】

○海外インターンシップでは、ドイツ、イタリアからの輸入事業を手掛ける企業に学生を同行させたり、ベトナムに進出した日系企業へ学生を派遣している点は評価できる。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

大学は、入学直後の各学生の能力を把握し、その後の学生の成長を確認する上での基準とするため、1年次に対して、日本語運用能力、数的処理能力、英語運用能力についてのプレイスメントテストを実施するとともに、2年次以降は、SPI 模擬試験を全学生対象に実施し、学生の汎用的技能について把握した上で、教育目的の達成状況の評価を行っている。

「学生による授業評価アンケート」を通じて、各授業における学生の理解度・満足度や、授業外学修時間等の調査を実施しており、大学の授業を学生がどの程度理解し、教員が教育目的に沿った授業を実践できているかを把握するために活用するとともに、アンケートの結果は、学内専用ホームページに公表している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生生活の安定のための支援として、奨学金をはじめとした経済的支援による学生サービス、スポーツ・文化活動の推進を目的とした課外活動支援、学生相談室・医務室による心身の健康管理、福利厚生による学生サービス、留学生支援による学生サービス等を実施するとともに、学生生活委員会、学生部を設置し、必要な支援を実施している。

全学生を対象とした「学生生活実態・満足度調査」の実施と、「意見箱」の設置、「クラブ・サークル合同会議」の開催を通じて、学生生活全般に関する学生の意見・要望を把握し、その分析・検討結果の活用に取り組んでいる。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準を超える専任教員と教授を配置している。

教員の採用・昇任については、建学の理念に基づく大学の使命・目的、教育目的に寄与し得る教員を任用することを基本としており、採用は原則として公募により行っている。

授業改善のための FD 活動を推進する組織として、大学教育開発支援センターを設置し、研究科及び各学部、教養部と連携して、教育の質的向上、教育活動の支援、広報活動を展開している。

学士課程における教養教育の重要性を踏まえ、共通教育科目等による教養教育を一括して運営するため、教養部を設置している。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

大学は、大阪府八尾市に 2 つのキャンパスを有しており、設置基準を超える校地・校舎を有している。

花岡キャンパスでは、1・2 年次の「共通教育科目」及び「専門教育科目」を中心とした正課授業や、課外活動を展開し、八尾駅前キャンパスでは、主に 3・4 年次の「専門教育科目」を中心とした正課授業や、各種資格講座、大学院研究科の授業を実施している。

耐震診断の結果に基づき、計画的に耐震改修を行ってきた。

バリアフリー委員会を設置し、支援体制を整備した上で、授業支援・移動支援・施設・設備のバリアフリー化などを実施している。

自衛消防訓練として通報訓練、避難・誘導訓練、消火訓練等を行っている。

少人数・双方向型教育を特色としており、教育効果を上げられるよう受講学生の人数を適切に管理し、充実した ICT（情報通信技術）環境を整備している。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関

連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

大学は、組織の倫理・規律については、就業規則の各条項に服務規律として明確に規定するとともに、「大学職制及び人事規則」「個人情報保護規程」「懲戒委員会規程」等の規則を整備しており、経営の規律と、誠実性を維持し、適切な運営を行っている。

使命・目的の実現に向け、諸課題について、毎年度の事業計画として策定し、使命・目的の実現への継続的努力を行っている。

学校教育法等法令上の遵守については、監事及び内部監査の担当者がコンプライアンスの精神に基づいた監査を行うとともに「公益通報等に関するガイドライン」を制定し、法令違反行為等に関する通報及び相談の仕組みを定めている。

大学は、「個人情報保護規程」「大阪経済法科大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関するガイドライン」「危機管理マニュアル」等を定め、学内での周知を図る等、人権への配慮に努めている。

事業の概要、財務に関する情報、監査に関する情報、教育研究活動の状況、自己点検及び評価の結果等をホームページに掲載して、広く社会に公開している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事会は、学長のほか、学長補佐 1 人と事務局長を含めて、8 人の理事で構成されており、大学の意向を十分に反映した機動的・戦略的な意思決定が行える体制となっている。

法人の業務の執行を組織的かつ機能的に行うために、各理事に対して担当職務を設け、理事会においては、議案ごとに担当理事から報告・提案を受けて審議し、決議を行っている。

機動的・戦略的な意思決定を支えるため、法人本部を中心として高等教育行政の動向や経済環境の変化等、高等教育機関を取巻く情勢の日常的把握・分析、諸施策の検討・立案を行い理事会機能の補佐を行っている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学は、学校教育法等の改正を踏まえて、学則及び諸規則の総点検・見直しを行い、学長の意思決定の権限と責任を明確にしている。

大学の運営に関する重要事項について審議するため、学長を議長とする大学協議会を設置し、大学の予算及び事業計画、その他重要な学務に関し、学長又は理事長から諮問された事項の審議をしている。

学長は、大学協議会、大学評価委員会、予算委員会等の大学事業計画を遂行する上での重要な会議の議長を務めるとともに、教務委員会、学生生活委員会等の主要な会議については、あらかじめ委員長に対して方向性や目標について指示を行い、大学の意思決定と業務執行において、リーダーシップを適切に発揮している。

学長がリーダーシップを適切に発揮するため、副学長及び学長補佐を置き、学長を補佐する体制を整備している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事会には、学長等が理事として参加しており、意思決定において教学組織の意向を十分尊重し得る構成となっているとともに、理事会の審議の内容については、大学協議会の報告を通じて教授会、課長会議にも伝達され、全教職員への周知が図られている。

法人及び大学の各管理運営機関において、複数の役員及び教職員が相互の構成員を兼ねる体制をとっている。

監事は、毎回の理事会及び評議員会に出席し、法人の業務及び財産状況の監査を実施し、評議員会は、予算、事業計画をはじめとする重要事項について、理事長の諮問を受けている。

理事長は、法人全体の運営に適切なリーダーシップを発揮するとともに、学長は、教学の責任者として事業計画の遂行に強力なイニシアチブをとっている。

ボトムアップの仕組みとして、教授会、課長会議等での審議内容、検討内容が、理事会等に報告されることにより、理事長や学長に伝えられている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

大学の運営に関する重要事項について審議する大学協議会の構成員として、教務部長、学生部長、キャリアセンター所長、入試広報部長等が教員から選任されており、大学の使命・目的、各学部の教育目的、大学の将来構想、各年度の事業計画の達成に向けて効果的な執行体制を確保している。

理事会の決議と審議内容は、毎週開催される学長懇談会において報告されており、大学協議会の報告を通じて、教授会、課長会議にも伝達・指示され、全学の共通認識のもと、円滑な業務執行がなされている。

毎年度 SD(Staff Development)計画を立案し、職員の資質・能力の向上のための研修に組織的に取り組んでいるほか、日本私立大学協会をはじめ、学外で開催される各種研修会に職員を出席させ、専門知識の修得と校務展開能力の向上に努めている。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

大学は、平成 25(2013)年度以降、収容定員増、経営学科設置、大学院経済学研究科設置、国際学部設置を進め、在学生数の増加と教育研究領域の拡大・高度化を進めており、その学年進行と入学者の確保によって、学生生徒等納付金収入が増加し、支出超過を段階的に縮小させつつある。

国際学部完成年度である平成 31(2019)年度において、収支均衡の回復を実現するという試算をもとに、毎年度の予算編成を行い、収支の改善に取り組んでいる。

学生生徒等納付金等の大学の収入について、その全額を大学の教職員人件費及び教育研究活動等の諸活動に充当する大学予算制度を導入しており、長期にわたる大学の活動継続を図るため、適切な額の資産が積立てられている。

私立大学等経常費補助金の増額を重点的な課題とし、私立大学等改革総合支援事業の支援対象校に、継続選定されるよう取組みを強化するとともに、科学研究費助成事業の申請を積極的に行う等、外部資金の獲得に努めている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

予算の執行は、「稟議規程」「学校法人大阪経済法律学園経理規程」「固定資産及び物品調達管理規程」等にのっとり、業務目的別に計上された予算に基づき適正に実施されている。また、法人の会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人大阪経済法律学園経理規程」に基づき、適正に実施されている。

公認会計士による会計監査が、年間延べ 50 日間実施されるとともに、監事による監査は、2 人の監事が毎回の理事会及び評議員会に出席し、法人の業務及び財産の状況について監査を行っている。

内部監査については、「学校法人大阪経済法律学園経理規程」に基づいて毎年度実施し、その結果は理事長、監事及び監査法人にも報告し、監査の充実に取り組んでいる。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学長を委員長とする「大学評価委員会」を設置し、学則第 1 条に定める使命の達成を目的として、「大阪経済法科大学大学評価委員会規程」に、大学が自主的・自立的に自己点検・評価を行う事項を定めており、副学長、各学部長、教養部長、事務局長等を構成員とした、大学の使命目的、教育活動を自主的・自立的に点検を行うことができる体制となっている。

大学は、平成 14(2002)年度以降、適切な周期で自己点検・評価活動を行い、今回の自己点検評価書を含めて、6 回の自己点検評価書を取りまとめた。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

大学の各部門は、前年度までの大学事業計画の数値目標の達成状況、学部別・学年別の学業継続率、出席状況、就職率、「学生による授業評価アンケート」結果等のデータをエビデンスとして活用し、部門別に客観的な自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価及び認証評価の結果については、ホームページにおいて公表し、自己点検評価書が公表されていることを学内に周知するとともに、大学協議会及び課長会議を通じて全教職員がその内容を共有している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的、各学部及び大学院研究科の教育研究目的の実現に向け、毎年度事業計画を立案し、各部門は、事業計画に基づいて業務を遂行するとともに、適宜、自己点検・評価を実施し、成果と課題を確認している。

各部門の自己点検・評価結果は、毎年度、予算委員会におけるヒアリングで、全学的な視点から分析評価され、その評価を踏まえて翌年度の事業計画及び大学予算の策定に活用されている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 国際交流事業と国際教育

A-1 目的、使命及び歴史

A-1-① 大学の使命・目的に即した事業

A-1-② 全学的に推進する組織及び体制

A-2 学術交流

A-2-① 取組みの計画性及び継続性

A-2-② 国際的な学術交流ネットワークの形成

A-3 国際教育

- A-3-① 全学的推進
- A-3-② 取組みの組織性及び体系性
- A-3-③ 取組みと受入れの多様性

A-4 留学生の受入れと教育

- A-4-① 留学生の受入れ

【概評】

大学は、「教育研究を通じた人権の伸長と国際平和への貢献」を建学の理念の 3 大要件の一つに据え、長年にわたって国際交流・国際教育を自らの使命として教育研究活動を行ってきた。

国際化に関する事項は、国際部と国際交流委員会が担当しており、国際交流事業と国際教育を全学的に推進する組織及び体制を整備している。

海外協定校との学術交流は、国際共同研究や国際シンポジウムをはじめ活発に展開しており、協定校の拡大に合わせて、大学は学内にアジア研究所を設置し、国内外のさまざまな学問分野の研究者を招へいし、国際共同研究の体制を整えてきた。

「東アジア学国際学術シンポジウム」を北京大学（中国）との共同事業として行い、国際的な研究ネットワークの形成に取り組んでいる。

全学生を対象とし、「短期体験・学修」「1 セメスターの語学留学」「専門学修と就業体験」等、体系化された実施システムを整備している。

大学は、国際教育と交流の発展に向けて、海外協定校ネットワークの更なる充実を図ることとしており、体制を築き、その内容を学生に周知する努力を続けている。

これまで中国、台湾、韓国等 21 か国・地域から、私費留学生を受入れてきており、平成 28(2016)年 5 月 1 日現在の私費留学生数は、10 か国・地域 523 人を受入れるとともに、海外協定校からの推薦により、5 か国・地域から 14 人の交換留学生を受入れている。

